

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	新潟市（代表）、長岡市、上越市、三条市、 柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、 妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、 田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村

新潟県広域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 新潟市環境政策課（代表）
所 在 地 新潟県新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 - 1
電 話 番 号 0 2 5 - 2 2 6 - 1 3 5 9
F A X 番 号 0 2 5 - 2 2 2 - 7 0 3 1
メールアドレス kansei@city.niigata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和8年度
対象地域	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ニホンジカ	稲、飼料作物	1. 0 h a	1, 3 3 5 千円
イノシシ	稲	8 6. 7 h a	7 7, 8 2 4 千円
ツキノワグマ	野菜、飼料作物	3. 5 h a	1, 8 7 9 千円

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	平成27年度からニホンジカによる被害金額が報告され始め、令和3年度の被害金額は1, 3 3 5 千円となり、前年度から6 5 3 千円増加している。 地域別では、上越地域や中越地域で農作物被害が発生している。
イノシシ	令和3年度のイノシシによる被害金額は7 7, 8 2 4 千円で、前年度から4 7, 0 3 9 千円減少したが、依然として獣類で最も大きな被害となっている。 地域別では、魚沼地域や中越地域で被害金額が多いが、近年、下越地域での増加も見られ、県内全域で農作物被害が発生している。
ツキノワグマ	令和3年度のツキノワグマによる被害金額は1, 8 7 9 千円となっている。 地域別では、中越地域や下越地域で農作物被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
ニホンジカ	1.0ha 1,335千円	現状値10%減
イノシシ	86.7ha 77,824千円	現状値10%減
ツキノワグマ	3.5ha 1,879千円	現状値10%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

従来講じてきた被害防止対策		課題
捕獲等に関する取組	・有害捕獲の実施 ・国の交付金等を活用した捕獲機材の導入 ・技術向上を目的とした研修会の実施 ・捕獲従事者の確保、育成（狩猟免許取得希望者等を対象とした講習会の開催や県及び市町村の補助事業等の活用による狩猟免許取得費用等の助成）	・捕獲数は増加傾向にあるものの、ニホンジカやイノシシは繁殖能力が高く、生息数の増加、生息域の拡大に歯止めがかかっていないため、捕獲圧の更なる強化が必要である。 ・現在の猟友会員の年齢構成から、今後、捕獲従事者の確保が困難となるおそれがある。従来講じてきた捕獲従事者の確保育成対策により、狩猟免許の新規取得者数は増加傾向にあるが、今後も取組の継続が必要である。 ・大型獣の生息数や生息域の拡大に伴い、農作物被害や人身被害の増加も懸念されており、市町村間の広域的な連携、情報共有を行うほか、大型獣の捕獲に使用する大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者を確保することが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・国の交付金等を活用した防護柵の導入	・防護柵は、正しく設置することにより効果を発揮することから、導入時だけではなく、継続的に適切な設置や管理方法の指導等が必要である。
生息環境管理その他の取組	・集落診断の実施や研修会の開催等による放任果樹・放任野菜の除去、緩衝帯の整備	・関係機関の連携、情報共有。 ・集落での合意形成や取組の必要性の普及啓発。

(5) 今後の取組方針

- ・被害状況の把握に努め、各市町村の被害状況に応じた捕獲機材の導入や侵入防止柵の設置を進める。また、関係機関が連携して研修会等を行い、効果的な使用方法を地域へ周知する。
- ・従来行ってきた狩猟免許取得を支援する担い手確保の取組に加えて、一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・各市町村が狩猟者等の外部団体への委託等により捕獲を行う。鳥獣被害対策実施隊を組織している市町村においては、実施隊による捕獲も行う。
- ・捕獲等を推進するため、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和8年度	ニホンジカ、 イノシシ、 ツキノワグマ	・捕獲従事者の確保、育成 狩猟免許取得希望者等を対象とした講習会の開催や県及び市町村の補助事業を活用した狩猟免許取得にかかる費用助成等を通じて、捕獲従事者の増員を図る。 ・捕獲機材の導入 各市町村で被害状況に応じた捕獲機材の導入を行う。 ・わな猟又は銃猟を対象とした捕獲研修会を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
各市町村の鳥獣被害防止計画に定める捕獲計画に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ	920頭	845頭	780頭	720頭
イノシシ	6, 586頭	9, 427頭	12, 533頭	15, 923頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限	必要最小限

捕獲等の取組内容
・ニホンジカ、イノシシについては、銃器やわなによる捕獲を実施する。 ・ツキノワグマについては人身被害のおそれがある場合に、銃器及びわなによる捕獲を実施する。 ※取組内容の詳細は、各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣の生息数の増加や生息域の拡大に伴い、農作物被害や人身被害の増加が懸念されており、大型獣の捕獲には大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用が有効であることから、ライフル銃による捕獲等を実施する。 冬期間のイノシシやニホンジカの捕獲圧を高めるため、山間部において安全が適正に確保できる場合は、ライフル銃を使用した捕獲等を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	各市町村が鳥獣被害防止計画に基づき整備する。			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	各市町村が鳥獣被害防止計画に基づき取組を行う。			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和8年度	ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	・被害防止対策に関する検討会や研修会を開催する。 ・被害防止活動に取り組む意識啓発を図る。 ・生息状況調査を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

※各市町村の鳥獣被害防止計画に定めるが、概ね下記のとおり。

関係機関等の名称	役割
30市町村	・出没情報等の収集、蓄積、発信 ・関係機関との連絡調整 ・住民の安全確保 ・パトロール
鳥獣被害対策実施隊・地区猟友会	・追い払い ・捕獲 ・パトロール
警察署	・住民の安全確保 ・パトロール
新潟県	・情報収集 ・麻酔猟銃の許可及び許可申請に関する助言
新潟県（地域振興局健康福祉（環境）部）	・被害防止対策の助言、協力

(2) 緊急時の連絡体制

各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

各市町村の鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲等をした現場での埋設や適切な処理施設での焼却等により処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	各市町村の鳥獣被害防止計画に基づき、利用可能なものについては利用を図る。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他（油脂、骨製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	同上

(2) 処理加工施設の取組

各市町村の鳥獣被害防止計画に基づき取組を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶための講習会を開催することにより、ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新潟県広域被害防止協議会
構成機関の名称	役割
30市町村	・事業の推進 ・捕獲従事者の確保、育成
一般社団法人新潟県猟友会	・追い払い ・捕獲の実施 ・新潟ライフル射撃場（仮称）の整備、運営、管理
新潟県	・農作物被害防止施策の推進 ・新潟ライフル射撃場（仮称）整備事業の推進 ・協議会事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県（地域振興局健康福祉（環境）部）	・情報提供、助言 ・情報の共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

各市町村の鳥獣被害防止計画に定める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施にあたっては、新潟県ニホンジカ管理計画、新潟県イノシシ管理計画、新潟県ツキノワグマ管理計画との整合性を図ることとする。

連絡先一覧（新潟市は表紙に記載）

担当部署名 長岡市環境政策課 所在地 長岡市寿3丁目6-1 電話番号 0258-24-0528 FAX番号 0258-24-6553 メールアドレス kankyo@city.nagaoka.lg.jp	担当部署名 上越市環境保全課 所在地 上越市木田1丁目1-3 電話番号 025-520-5690 FAX番号 025-520-5853 メールアドレス kankyo@city.joetsu.lg.jp
担当部署名 三条市農林課 所在地 三条市旭町2丁目3-1 電話番号 0256-34-5652 FAX番号 0256-33-7250 メールアドレス nourin@city.sanjo.niigata.jp	担当部署名 柏崎市農政課 所在地 柏崎市日石町2-1 電話番号 0257-21-2279 FAX番号 0257-22-5904 メールアドレス nosei@city.kashiwazaki.lg.jp
担当部署名 新発田市農林水産課 所在地 新発田市住田510 電話番号 0254-33-3108 FAX番号 0254-33-3930 メールアドレス norinsui@city.shibata.lg.jp	担当部署名 小千谷市市民生活課 所在地 小千谷市城内2丁目7-5 電話番号 0258-83-3509 FAX番号 0258-83-4160 メールアドレス shimin-ke@city.ojiya.niigata.jp
担当部署名 加茂市農林課 所在地 加茂市幸町2丁目3-5 電話番号 0256-52-0080 FAX番号 0256-53-4679 メールアドレス norin@city.kamo.niigata.jp	担当部署名 十日町市農林課 所在地 十日町市千歳町3丁目3 電話番号 025-757-9917 FAX番号 025-752-4635 メールアドレス t-norin@city.tokamachi.lg.jp
担当部署名 見附市農林創生課 所在地 見附市昭和町2丁目1-1 電話番号 0258-62-1700 FAX番号 0258-63-5775 メールアドレス nourinsousei@city.mitsuke.niigata.jp	担当部署名 村上市環境課 所在地 村上市三之町1-1 電話番号 0254-53-2111 FAX番号 0254-53-3840 メールアドレス kankyo-sk@city.murakami.lg.jp
担当部署名 燕市生活環境課 所在地 燕市吉田西太田1934 電話番号 0256-77-8167 FAX番号 0256-77-8208 メールアドレス kankyo@city.tsubame.lg.jp	担当部署名 糸魚川市環境生活課 所在地 糸魚川市一の宮1丁目 2-5 電話番号 025-552-1511 FAX番号 025-552-1066 メールアドレス kankyo@city.itoigawa.lg.jp

担当部署名 妙高市環境生活課 所在地 妙高市栄町 5－1 電話番号 0255-74-0033 FAX番号 0255-73-8206 メールアドレス kankyoseikatuka@city.myoko.niigata.jp	担当部署名 五泉市環境保全課 所在地 五泉市太田 1094 番地 1 電話番号 0250-43-3911 FAX番号 0250-41-0006 メールアドレス kankyo@city.gosen.lg.jp
担当部署名 阿賀野市農林課 所在地 阿賀野市岡山町 10－15 電話番号 0250-62-2510 FAX番号 0250-62-2521 メールアドレス nourin@city.agano.lg.jp	担当部署名 佐渡市農業政策課 所在地 佐渡市千種 232 電話番号 0259-63-5117 FAX番号 0259-63-5127 メールアドレス u-seisan@city.sado.niigata.jp
担当部署名 魚沼市農政課 所在地 魚沼市小出島 910 電話番号 025-793-7647 FAX番号 025-793-1016 メールアドレス nousei@city.uonuma.lg.jp	担当部署名 南魚沼市環境交通課 所在地 南魚沼市六日町 180 番地 1 電話番号 025-773-6666 FAX番号 025-772-3055 メールアドレス kankyou@city.minamiuonuma.lg.jp
担当部署名 胎内市農林水産課 所在地 胎内市新和町 2－10 電話番号 0254-43-6111 FAX番号 0254-43-5502 メールアドレス noushin@city.tainai.lg.jp	担当部署名 聖籠町産業観光課 所在地 北蒲原郡聖籠町大字 諏訪山 1635 番地 4 電話番号 0254-27-2111 FAX番号 0254-27-2119 メールアドレス sankan@town.seiro.niigata.jp
担当部署名 弥彦村建設企業課 所在地 西蒲原郡弥彦村大字矢作 402 電話番号 0256-94-1022 FAX番号 0256-94-1024 メールアドレス kensetsu@vill.yahiko.niigata.jp	担当部署名 田上町産業振興課 所在地 南蒲原郡田上町大字 原ヶ崎新田 3070 電話番号 0256-57-6225 FAX番号 0256-57-3112 メールアドレス t2252@town.tagami.lg.jp
担当部署名 阿賀町農林課 所在地 東蒲原郡阿賀町鹿瀬 8931 番地 1 電話番号 0254-92-3330 FAX番号 0254-92-0081 メールアドレス chouju@town.aga.lg.jp	担当部署名 出雲崎町町民課 所在地 三島郡出雲崎町大字 川西 140 電話番号 0258-78-2294 FAX番号 0258-78-4483 メールアドレス tyoumin@town.izumozaki.niigata.jp

担当部署名 湯沢町環境農林課 所在地 南魚沼郡湯沢町大字 神立 300 電話番号 025-788-0291 F A X 番号 025-784-3582 メールアドレス kankyounourin@town.yuzawa.lg.jp	担当部署名 津南町農林振興課 所在地 中魚沼郡津南町大字 下船渡戊 585 電話番号 025-765-3115 F A X 番号 025-765-4625 メールアドレス norin@town.tsunan.niigata.jp
担当部署名 刈羽村産業政策課 所在地 刈羽郡刈羽村大字 割町新田 215 番地 1 電話番号 0257-45-3913 F A X 番号 0257-45-2818 メールアドレス sangyou@vill.kariwa.lg.jp	担当部署名 関川村農林課 所在地 岩船郡関川村大字 下関 912 電話番号 0254-64-1447 F A X 番号 0254-64-0079 メールアドレス norin@vill.sekikawa.lg.jp
担当部署名 粟島浦村産業振興課 所在地 岩船郡粟島浦村字 日ノ見山 1513 番地 11 電話番号 0254-55-2111 F A X 番号 0254-55-2159 メールアドレス norin@vill.awashimaura.lg.jp	